



2017年11月10日

各 位

会 社 名 株式会社 東芝
東京都港区芝浦1-1-1
代表者名 代表執行役社長 綱川 智
(コード番号: 6502 東、名)
問合せ先 執行役常務 長谷川 直人
Tel 03-3457-2100

当社海外子会社に対する仲裁の申立に関するお知らせ

当社子会社の東芝エレベータ中国社(以下、TCE)は、下記の通り仲裁の申立を受けましたのでお知らせいたします。なお、TCEとの仲裁申立の内容確認に時間を要し、当社での把握が11月9日となりました。

記

1. TCEが仲裁申立を受けた日

2017年10月31日(中国現地時間)

2. 仲裁申立の概要および経緯

TCEが、その懲戒解雇した従業員から、不当解雇として賠償金を請求する仲裁申立がなされたものであります。

3. 申立人の概要

- (1) 氏名: 個人
- (2) 住所: 中華人民共和国河南省

4. 仲裁の内容

申立人は、TCEに対して、249,200人民元(日本円約425万円)の賠償金支払い等を請求しております。

5. 当社子会社の概要

東芝エレベータ中国社

- (1) 所在地: 中華人民共和国上海市宝山区蕙江路685号
- (2) 代表者: 幡野 一尋
- (3) 資本金: 202,400千人民元(日本円約35億円)
- (4) 事業内容: 昇降機の開発、設計、販売、製造、据付、保守及び部品、製品の輸出

6. 今後の対応

申立の内容を精査した上で、適切に対応して参ります。なお、当社の業績に与える影響は軽微であり、2017年11月9日に公表の2017年度業績見通しに変更はありません。

以 上